



議案 第七十六号



専決処分事項の報告について

三朝町がその当事者として、別紙のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第七十九条第一項の規定によつて専決したので、同条第三項より議会の承認を求めます。

昭和四十年十一月十九日報告



三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年拾月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

専決第一〇号

専決処分書

三朝町は、次のとおり訴えを提起する。

記

一 相手方

東伯郡三朝町大字三朝三百十四番地の一

松原為治

一 事件名

土地所有権移転登記手続き履行請求事件

一 請求の目的

、東伯郡三朝町大字三朝字外谷三百六十八番の二
宅地百二十一坪二合の土地につき、昭和三十五年十一月三十日

売買を原因とする所有権移転登記手続きの履行を求めらる。
一 仮処分

右請求権保全のため、前記土地につき、所有権移転の仮登記、
仮処分決定申請事件を提起する。

右地方自治法第百七十九条第一項の規定によつて専決する。

昭和四十年十一月五日

三朝町長 坂 出 雅 己